モンゴル時代の山西平陽地区と諸王の権益

――聖姑廟「阿識罕大王令旨碑」より――

村　岡　　倫

はじめに

今さら言うまでもなく，中国正史の一つ『元史』は，モンゴル帝国第5代カアン，クビライが中国を支配して成立した大元政権の歴史を記しており，そこにはチンギス・カンの諸子，あるいは諸弟の後裔の名が数多く記されている。しかし，チンギス諸子・諸弟のどの家系に属する者なのか，出自のわからない「諸王」もまた数多い。

本稿で取り上げる「阿失罕」もその一人である。彼については，『元史』巻18，成宗本紀，元貞元年（1295）春正月戊申の条に次のように記されている。

諸王阿失罕来朝し，金五十両・銀四百五十両を賜う。

また，同じ元貞元年12月癸卯にも，

諸王押忽禿，忽剌出，阿失罕等に金各二百五十両・鈔五百錠を賜う。

とあって，このうち，「押忽禿」はクビライの庶弟ブジェクの孫ヤクドゥ，「忽剌出」は第4代カアンであったモンケの庶子アスタイの子フラチュと思われるが[1]，「阿失罕」については他に史料がなく，比定は全くできなかった。

しかし，高橋文治氏は，山西省南東部の高平・上薫峰村（本稿記載の地名については後ろの地図参照）の聖姑廟に現存する元代のモンゴル王「阿識罕大王」の令旨を刻する碑を，現地調査を踏まえて紹介し，その「阿識罕」を，『元史』に見える「阿失罕」に比定した［高橋2006］。氏は，この碑の持つ重要性をいくつか指摘しているが，とりわけ阿識罕については，今のところほとんど史料がなく，その意味でも重要であろう。

2008年夏，私は後述の「付記」に記す科学研究費により，山西省南東部に残る元代の碑文の調査を行なったが，その際，聖姑廟も訪れ，この碑を実見することができた。そこで，前稿では，高橋氏の論考と現地調査を踏まえ，この碑に関して若干の私見を述べた［村岡2009］。その後，『高平金石志』（中華書局，

2004，以下『高平』と略する）に拓影と録文が載せられている［『高平』669頁］ことを知り[(2)]，科学研究費の研究集会でも検討することになった。研究集会では参加者各位より御意見をちょうだいし，また，高橋氏御自身からも御助言をいただくことができた。そこで改めて，前稿に加筆し，補訂を加えたいと考え，本稿を記す次第である。

1．高平上薫峰・聖姑廟「阿識罕大王令旨碑」

まず，高橋氏の所説に拠って，碑の概略を述べておく。「阿識罕大王令旨碑」は，「大元皇帝勅諭」という誤った題額を有し，「令旨」の末尾に「大徳元年（1297）十二月」の日付を持つ。しかし，それは，大徳元年に阿識罕の令旨の発給を受けたということであって，立石自体は，明代の正徳元年（1506）3月のことであった。碑が置かれる聖姑廟は，馬仙姑なる道姑が，金元交替期に，当時の高平県通義村に庵を結んだ場所であった。1236年の馬仙姑の死後，徐々に地元の信仰を集め，庵は「馬仙姑祠」として「崇真観」という道観となり，やがて大徳11年（1307）に，大道教の第11代・鄭進元の推薦によって「万寿宮」という宮にまで昇格した。

次に，現地での実見と，研究集会での検討を踏まえ，『高平』および高橋氏が採録する原文［高橋2006，51頁］に補訂を加えて載せておく（『高平』および高橋氏は断句するが，ここではそのまま載せる）。下線部が補訂した箇所である。

1　皇帝福廕裏
2　　阿識罕大王令旨宣慰司官人毎廉訪司官人毎隨城子達魯花赤管民官人毎
3　　管軍官人毎管打捕鷹房不以是何官人和尚先生也里可温毎答失蛮毎衆
4　　百姓毎俺真大道大宗師崇玄廣化真人岳八祖管着的馬仙姑徒門為頭児
5　　行的平陽路澤州高平縣通義村馬仙姑祠廟崇真觀女冠韓志誠
6　　撒八児妃子老娘娘出家的上頭在先曽與
7　　懿旨那崇真觀裏降香掛幡布施有來為那般呵韓志誠執把行的
8　　令旨再與去也属平陽路潞州壺関縣沙窟村靈應觀懐孟路武陟縣府國村脩
9　　真觀并隨處但有舊属馬仙姑的徒門祠廟照依在先体例裏韓志誠為頭児
10　　管着行者更依着
11　聖旨體例裏這韓志誠管着的馬仙姑随処行門觀廟裏不揀甚麼差發休着者田
12　　産水土不揀甚物業或是置買來的諸人施與來的開耕占到的不揀甚人休

13　倚氣力爭占休搔擾休欺負者別了的人每有呵仰本處官司添気力與大道
14　頭目每一同好生的理問歸斷者那人每不倘信呵寫將名姓來俺根前説者
15　怎生般要罪過呵俺識也者
16　　吏部聽選監生里人秦賢書丹并額
17　大徳　元年十二月日　石匠河津縣黃景先刊
18　正徳　元年三月望日本宮住持女冠楊得真立石

2行目：『高平』は「管氏官人毎」とするが，高橋氏が録するように，「管民官人毎」である。
4行目：『高平』は「岳氏祖」とするが，高橋氏が録するように，「岳八祖」である。
　行末を高橋氏は「住持」とするが，「頭児」とする『高平』が正しい。
5行目：『高平』は「韓志城」とするが，高橋氏が録するように，「韓志誠」である。
　さらに，『高平』は「韓志城□□□」とするが，次の行の「撒八児妃子老娘娘」は台頭されているので，高橋氏が録するように，「韓志誠」以下に文字はない。
6行目：『高平』は「撒□児」とするが，高橋氏が録するように，「撒八児」である。
7行目：高橋氏は「掛旛」とするが，「掛幡」とする『高平』が正しい。
8行目：高橋氏は「靈□觀」とするが，『高平』が録するように，「靈應觀」である。
　高橋氏は，行末を「府□□□」とするが，『高平』は「府城村脩」とする。「村脩」は間違いないが，「城」については，確かに旁の「成」が見えるが，土偏が見えず，確定しがたい。
9行目：行末を高橋氏は「頭目」とするが，「頭児」とする『高平』が正しい。
11行目：高橋氏は「馬仙姑院舍」とするが，「馬仙姑隨処」とする『高平』が正しい。
12行目：『高平』は「不□甚」とするが，高橋氏が録するように，「不揀甚」である。
　『高平』は「與」の前に「恩」があるが，実際にはなく，誤りである。
　高橋氏は「開耕占着的」とするが，「開耕占到的」とする『高平』が正しい。

高橋氏は「不揀甚麼休」とするが，「不揀甚人休」とする『高平』が正しい。

13行目：高橋氏は「倚氣力爭者」とするが，「倚氣力爭占」とする『高平』が正しい。

『高平』は「休欺負□□了的人毎」とするが，高橋氏が録するように，「休欺負者別了的人毎」である。

『高平』は「仰本處官司添□□與大道」，高橋氏は「仰□□官□□□□與大道」とするが，「仰本處官司添氣力與大道」である。

14行目：『高平』は「□人毎」とするが，高橋氏が録するように，「那人毎」である。

高橋氏は「前説不」とするが，「前説者」とする『高平』が正しい。

15行目：高橋氏は「怎生將要罪過呵俺識也」とするが，「怎生般要罪過呵俺識也者」とする『高平』が正しい。

16行目：『高平』は「書丹」の「丹」の字を脱している。

17行目：『高平』・高橋氏ともに「石匠」以下なし。「石匠河津縣黃景先」を補う。

18行目：『高平』は「本院住持」とするが，高橋氏が録するように「本宮住持」である。高橋氏は「楊得□」とするが，『高平』が録するように「楊得真」である。

※16行目の「吏部」の上，17行目の「大徳」と「元年十二月日」の間，18行目の「正徳」と「元年三月望日」の間の空白部分には印が刻されている。高橋氏はスパ文字と考えた［高橋2006，51頁注4および62頁］が，研究集会で検討した結果，漢字によるものではないかという意見がほとんどであった。しかし，やはり何と刻されているのかはわからない。

高橋氏は，録文に続けて日本語訳を載せる。氏の録文については上記のように補訂したが，それによって氏の訳の大筋が変更されるわけではないので，ここで改めて訳を示すことはしない。

氏はついで詳細な考察を加えているが，それによれば，令旨自体は，崇真觀の責任者・韓志誠に与えられた阿識罕大王の名による特許状であり，「馬仙姑と韓志誠に関係する上記の廟に入るものは，廟の財産を奪ってはならない」（11行目～13行目）というのが中心的内容で，また「裁判をおこなう際は真大

道の責任者を交えて行え。それでも問題がある際には阿識罕大王が裁く」(13行目～15行目)ということも記されている［高橋2006，52頁］。

氏は，この令旨は，いわゆる「直訳体」と呼ばれる白話文で書かれているということ，他の史料では，ほとんど知りようのない「阿識罕大王」の令旨であるということ，元代に与えられた特許状が，明代になっても依然として効力を持っていたことなど，その重要性を指摘している。

聖姑廟には，この碑のほか，残碑も含めて四座の元碑があることを氏は紹介している。それは次の通りである［高橋2006，50-51頁］。

A　『仙姑祠堂記』
B　題名・内容ともに不明の大元至元二十一年碑
C　『重修萬壽宮記』
D　元貞と正徳の日付をもつ白話令旨碑断片

私も現地調査でそれらを確認したが，『高平』には，そのうち，「阿識罕大王令旨碑」のほか，Aの「仙姑祠堂記」［『高平』(以下同じ) 174－175頁］，Cの「重修万寿宮記」［182-183頁］が載せられる。また，高橋氏が「題名・内容ともに不明の大元至元二十一年碑」と言うBの碑は，『高平』に「太上祖師天公玉皇廟碑并序」と題して載せられている碑のようである［175－176頁］。しかし，聖姑廟には，『高平』によると，至元25年 (1288) の日付を持つ「仙姑祠壁記」という碑もあるらしい［180頁］が，氏の紹介にはなく，私も現地調査では気付かなかった。

2．阿識罕大王とグユクの末子ホク

ここでは，阿識罕大王自身に関わる問題点を改めて指摘しておきたい。まず，阿識罕という名は，どのように読めばよいかということである。[3] 前述のように，阿識罕大王は，『元史』に見える「阿失罕」に比定される。「阿識罕」・「阿失罕」は共に「アシカン」と発音されそうだが，このようなモンゴル語はなく，別の読み方を考えなくてはならないだろう。実は，「阿失」であれば，『元史』に散見する人名であり，「asiG」(モンゴル語で「儲け」・「利益」を意味する) と読まれる名に比定できる。[4]「阿失鉄木児」という人物もいるが，これも原音は「AsiG-temür」と再構できる。「AsiG」の「G」が，漢字表記で脱落することは十分にあり得ることである。

一方，「罕 qan」は「汗 qan」と同じで，「大王」に関わる語と思われる。クビライの曽孫に，雲南王老的という人物がいるが，彼は，「老的罕」と表記

されることがある。この末尾の「罕 qan」が称号なのか，名の一部なのか，今のところ断定はできない［雲南王老的あるいは老的罕については，牛根2008，104頁注33参照］が，阿識罕の場合，「罕」が称号だとすると，碑文には「阿識罕大王」とあって，「罕」と「大王」が併記されているので，違和感があることは否めない。しかし，いずれにしても，「阿識罕」あるいは「阿失罕」は，「罕」が称号であれ名の一部であれ，「Asiɢ-qan」と再構され，「アシク・カン」という名であった可能性が高い。

ところで，この阿識罕（阿失罕）は，『元史』巻107，宗室世系表には見えない。それにも関わらず，高橋氏が，前述のように阿識罕大王（『元史』本紀の「阿失罕」）をグユクの末子ホクの子であるとしたのは，『集史』や『五族譜』に，ホクの第4子として見えるishiqないしaeshiqと読むことが可能な人物に，阿識罕を比定したからであった［高橋2006，50頁］。高橋氏が考えたように，このホクの息子が，ishiqないしaeshiqであるとすれば，「アシク・カン」の「アシク」に当たり，氏の見解は正しいことになる。

しかし，『五族譜』に記されるホクの第4子は，アラビア文字で記された人名の最後の文字は，明らかに「b」音であり，実際にはīshkibであり，傍らに付されるウイグル式モンゴル文字もishikebと読める［*Šu'ab*.f.124b］。ちなみに，『高貴系譜』では，この人物をホクの第5子とし，同じくīshkibとなっている［*Mu'izz*.f.46a］。

『集史』では，本文で，ホクには10人の息子がいたとし，その10人の名をあげるが，その後に付される系図には11人の子を記しており，本文に記されていないにも関わらず，系図で11番目の子として記されているのが，このīshkībにほかならない［Rašīd /Ali-zade, p.41］。このことにどのような意味があるのか，今のところ不明である。松田孝一氏は「イシュキブ」としているが［松田1996，25頁］，それに従う。「イシュキブ」の意味についても，今のところ成案はない。

いずれにしても，高橋氏の説が正しいとするためには，ペルシア語史料に記される「イシュキブ」の末尾「b」音は，本来ないものが何らかの間違いで付されたと考えなければならないが，『五族譜』のウイグル式モンゴル文字にも末尾に「b」音があるだけに，それを証明する手立てがない。

また，「阿識罕」と「イシュキブ」が同一と主張するには，「イシュキブ」の末尾「b」音が，「n」音の誤写とする考える方があり得るかもしれない。となれば，ペルシア語史料のこの人物は，「īshkan」と読むことになり，阿識罕の

音に近くはなるが，これも，末尾「b」音が「n」音の誤写だと証明するだけの材料がなく，今のところ，音だけで「阿識罕」と「イシュキブ」を同一人物と断定することはできない。

そこで，改めて，ペルシア語系譜史料を通観してみたが，管見による限り，ホク一族を含むオゴデイ家諸王のみならず，チンギス・カンの一族の中に，阿識罕に比定できるような名を持つ諸王は，やはり見当たらない。もちろん，ペルシア語系譜史料といえども，すべての諸王が載せられているわけではないが。加えて，『元史』宗室世系表にもその名が見えないとなると，名前だけで，この王の出自を探ることは不可能である。阿識罕の出自を考えるには，別の方面からの考察が必要となろう。

さて，高橋氏は，阿識罕をホクの息子とした上で，彼が高平県通義村の崇真観に令旨を出し得た理由を，その地が彼の投下領だったからであり，平陽の高平周辺がホクや阿識罕ないしグユクの所領だったという史料は他にないので，この碑は，そのことを立証する唯一の材料であると，その重要性を述べている。また，氏は，阿識罕が大元に来朝した理由を，碑にも記される彼の母と思われる「撒八児妃子老娘娘」が出家しているという事実（「阿識罕大王令旨碑」6行目）から，母が出家したのは，父ホクが他界したためであり，阿識罕自身は，父から継承した権益を守るため，成宗テムルのもとを訪れたと考えた［高橋2006，58-59頁］。

ホクの父グユクは，第2代オゴデイ・カアンの長子であり，父の死後，1246年に即位したが，在位は短く，1248年に他界した。その後，1251年にオゴデイの弟トルイの長子モンケが即位するが，それを不満とするオゴデイ家の諸王が，モンケの対立候補であった，シレムン（オゴデイの第3子クチュの子）を中心に，モンケの暗殺を企てた。しかし，事前に発覚し，シレムンやグユクの長子ホージャと第2子ナクが軍営禁固の後に処刑されたのをはじめ，オゴデイ家の諸王やその一派は厳しい処罰を受けた。その際，グユクの末子であるホクはまだ幼く，謀反には加担していなかったということで，命を助けられ，父の所領であったエミル・コバク地方を受け継いだ。

ホクは，モンケの死後，1260年に起こったクビライとアリク・ブケ兄弟による帝位をめぐる争いにおいては，クビライ側に付いたが，クビライの勝利後は，同じオゴデイ家のカイドゥが，1266年にクビライ政権に反旗を翻すと，今度はカイドゥ側に立った。1276年頃，コータン～河西で，大元軍との交戦を展開する彼の姿が史料から見て取れるが，その後，消息は全くわからなくなる［村岡

1992，29-30頁]。

ホクの年齢は明らかではないが，1251年に幼くして命を助けられたということであるから，その時，10歳とすれば，大元軍と交戦を展開した1276年には35歳，阿識罕が来朝した元貞元年（1295）では54歳である。すでに成人の息子がいても，あるいはホク自身が亡くなっていても，確かにおかしくない年齢ではあるが，彼が大元治下にいなかったこともあり，いつ亡くなったのかは全く不明である。

以上のことから，「阿識罕大王令旨碑」をめぐる問題点は，次のように整理されよう。阿識罕が元貞元年（1295）に来朝したのはなぜか。ホクが他界したことと関係があるのかどうか。それ以前に，彼がホクの子であるのかどうか。そして，阿識罕が崇真観に特許を与えたのは，その地が彼の投下領であったからなのか。以上である。次節以降では，これらに関して，若干の私見を述べることにしたい。

3．平陽におけるジョチ家の権益

前述のように，高橋氏は，阿識罕をホクの息子とした上で，彼が高平県通義村の崇真観に令旨を出し得た理由を，この地が阿識罕大王の所領であり，崇真観が彼の所領内にある尼寺であったからと推測した上で，次のように指摘している［高橋2006，58-59頁］。

> 山西の平陽地区は，『元史』巻95・食貨志・歳賜の条に「ジョチに４万１千３百２戸が分撥された」というものの，その他の所領関係が細かく分かるわけではないし，平陽の高平周辺がホクや阿識罕ないしグユクの所領だったという記述もない。だが，阿識罕大王が崇真観に特許を与え得たのはその地が彼の投下領だったからに相違なく，むしろ，そのことを立証し得る材料は今のところ本碑以外にはない。

通常，諸王が令旨を発するのは，自らが権益を持つ分地内の寺院や道観に対してである。高橋氏が述べるように，平陽路はチンギス・カンの長子ジョチに与えられた分地，すなわち投下領であった。阿識罕が，その名前だけでは，ホクの子であることはもちろん，その出自を明確に出来ないことはすでに述べた通りである。では，平陽地区に何らかの権益を持っているということで，もともと平陽を投下領としていたジョチ家の王であるという可能性はあるだろうか。

『元史』巻95，食貨志，歳賜の条には，第２代オゴデイ時代の丙申年（1236）に行なわれた分撥の状況が記されている。しかし，その淵源は，すで

にチンギス・カン時代の金国遠征にあり［松田1978，41-45頁］，山西攻略に功績のあった3子，長子ジョチ，第2子チャガタイ，第3子オゴデイに対しては，山西の各地が分地として設定され，北から，西京はオゴデイの[5]，太原はチャガタイの，平陽はジョチの，それぞれ分地となったのである。金国滅亡後に行なわれた丙申年の分撥は，すでに松田孝一氏が指摘したように，あくまで分地に対する諸王の権益の再確認であった［松田1978，45頁］。

平陽については，1237年，霍州に南ロシア遠征途上のジョチの子バトゥから令旨が届いており［『山右金石記』〈光緒『山西通志』本〉巻8，「霍州経始公廨橋道碑」；杉山1990，440頁］，さらに，バトゥは，自らの宿衛にあった鉄連という人物を，平陽路管内の隰州のダルガチとする［『元史』巻134，鉄連伝］など，ジョチ家のこの地への影響力が確認できる。また，第4代モンケ・カアンの時代（1251～1259）にも，ジョチ家の平陽地区での権益が存続していたことが知られている[6]。

ところが，1259年，南宋遠征途上のモンケが急死すると，翌年より，次弟クビライと末弟アリク・ブケによる帝位をめぐる争いが起こり，この時，バトゥの死後，ジョチ家の当主となっていた，バトゥの弟ベルケはアリク・ブケを支持した。さらに，クビライ勝利後も，中央アジアに自立してクビライ政権と対立するオゴデイ家のカイドゥに，バトゥの兄オルダの後裔コニチは積極的に手を貸した。一方，バトゥ家（当時の当主はバトゥの孫モンケ・テムル）も，初めはクビライに対してもカイドゥに対しても，付かず離れずの態度を取っていたが，1276年に起こった「シリギの乱」をきっかけに，反クビライ政権の立場を鮮明にしたため，ついにクビライは，ジョチ家の平陽での権益を，一時無効にする措置を取った［村岡2002，161-162頁］。

その後，ジョチ家は，中央アジアでのカイドゥの強大化，クビライの南宋接収という情勢の変化によって，1280年頃，今度は逆に反カイドゥ，クビライ政権支持という方針の転換を打ち出した。これに対して，クビライは，接収したばかりの江南にジョチ家の投下領を設定し，それに報いている［村岡1997，19頁］。

しかし，その後もカイドゥとの対立は続き，このような状況の中では，中国方面から，遠いロシアのジョチ・ウルスまで，投下領の収入を送達する機会はなく，その権益も曖昧なものになっていた。それが復活し，再び給付が開始されたのは，1339年のことである［村岡2002，162頁］。阿識罕が来朝したのは元貞元年（1295），令旨が発せられたのは大徳元年（1297）のことであった。こ

れは，ジョチ家が平陽での権益を失っていた時期のことであるし，カイドゥとの対立が続く中，その勢力圏を通ってジョチ家の諸王が来朝するというのも考えられない。令旨を発した阿識罕が，ジョチ家の諸王である可能性は低い。

4．平陽におけるオゴデイ家の権益

では，阿識罕の出自として，考え得る他の選択肢はあるだろうか。実は，平陽地区に権益を持っていたのはジョチ家だけではなかった。丙申年に平陽でジョチ家に分撥された戸数は，前述の通り，4万1千3百2戸である。平陽路の戸数は，至元7年（1270）の戸口統計に基づくと思われる『元史』巻58，地理志には，12万630戸と記されている。丙申年と至元7年では34年の隔たりがあるが，そう変わりがなかったとすれば，ジョチ家が投下領として権益を有したのは，実は平陽路全体の約3分の1にしかすぎなかったことになる。もちろん，これはあくまで戸数であって，その支配領域の広さを示すものではなく，その4万1千3百2戸が，どれぐらいの広がりで展開していたのか，あるいは，具体的に平陽路のどの辺りなのかは，明らかにすることはできない。

では，ジョチ家の支配下に入っていない，平陽路3分の2の戸数が居住する地域は，いったいどのようになっていたのであろうか。それは，すでに李治安氏，松田孝一氏，堤一昭氏が注目し，私もそれらの研究に導かれて検証したように，ジョチ家とは全く別の遊牧集団が入り込み，モンゴル高原さながらの遊牧生活を営んでいたのである［李治安1992（2006増補版）；松田1987，1996；堤1992；村岡2002］。

1234年に金国を滅ぼしたオゴデイ・カアンは，その後，モンゴル・ウルスの軍事力の大部分を握る実力者，弟トルイの一族との対抗上，皇帝権力の強化をはかった。トルイは，金国遠征からの帰還途上に亡くなったが，彼の一族はその後も大きな力を持っていたからである。オゴデイの権力強化策の一つが，軍事拠点としての山西地方の掌握であった。まずオゴデイは，金国遠征においてカアン直属軍の将軍を務めたフウシン部タガチャルとジャライル部チョルカン家テムテイの軍団を，金国滅亡後もモンゴリアに帰還させることなく，前者は平陽南西部の聞喜県東鎮を根拠地に，後者はそれと一部重なる形で平陽から太原に至る地域にそれぞれ駐屯させた［松田1987，57頁；堤1992，56頁］。

さらにオゴデイは，第3子クチュを南下させて対南宋の前線への遠征を担当させるに当たって，山西を縦断する形で専用の軍事駅伝道を整備し，配下のソゲを山西大ダルガチに，同じく配下のサイイド・アッジャルを太原・平陽二路

ダルガチに就任させた。そして，クチュは1235年秋から1236年末に亡くなるまで，この地で活動し，その間にクチュ・ウルスが成立した［松田1996，43-47頁］。アルタイ山脈の西，エミル・コバク地方にあったオゴデイの長子グユクのウルス，河西地方の西涼にあった第2子コデンのウルスに続いて，オゴデイ家三つ目のウルスの成立であった。つまり，平陽地区は，ジョチ家の投下領と，タガチャルやジャライル率いる軍団の駐屯地，さらにはオゴデイ家第3のウルス，クチュ・ウルスの遊牧地が併存していたのである。

その後，前述の通り，帝位をめぐるモンケの対立候補でもあった，クチュの子シレムンは殺害された。しかし，平陽に成立したクチュ・ウルスという枠組みは，シレムンの息子（もしくは弟）であるボラドチ(7)を当主として，モンケ時代までは存続していたが，クビライとアリク・ブケの対立，ついで至元3年（1266）に，同じオゴデイ家のカイドゥが中央アジアに自立して反乱を起こすと，ボラドチらクチュ家の諸王も，前述のホク同様，カイドゥ側に帰順することになり，平陽を離れたようである。平陽を投下領とするジョチ家も，「シリギの乱」をきっかけにクビライ政権と対立し，その地に持つ権益を無効とされたことはすでに述べた通りである。このように，平陽は一時無主の地となっていたのであった。

ところが，至元28年（1291），クチュの末子ソセが，かつてのクチュ・ウルスの遊牧地，平陽の潞州に復帰した。彼が史料上に現れるのはこれが初めてではなく，すでに，至元22年（1285）に大元から賜与を受ける対象としてその名が見える［『元史』巻13，世祖本紀，至元22年是歳の条。ここでは「小厮」と表記される］。彼が史料に登場するこの頃は，カイドゥ側から，数多くの投降者があった時期でもある。特に，至元24年～28年（1287～1291）がピークで，投降者が70余万人にものぼったという［『元史』巻173，馬紹伝；佐口1942，39頁；松田2000，154頁］。ソセが大元政権下に忽然と現れるのは，彼も，かつてカイドゥ側に身を投じ，そのころ投降してきた諸王であったということが考えられよう。ソセはこれ以降，大元治下の最有力諸王の一人と目されるようになる［村岡2002，164頁］。

そのソセには，大徳7年（1303），平陽路河中府河東県延祚寺に発した令旨がある［蔡1986］。ただ，ソセの遊牧地がある潞州は平陽東部にあり，それを考えると河東県はずいぶん西に離れているが，松田孝一氏は，1298年にソセの所部300戸が六盤山の南の鳳翔にあり，それらに対して潞州の田2,800頃が付与される（『元史』巻19，成宗本紀，大徳2年12月辛巳の条）など，ソセの権益地

が黄河～渭水沿いに点在した可能性を指摘している。卓見であろう。

また，これより後のことであるが，『元史』巻35，文宗本紀，至順２年（1331）４月癸亥の条に，

諸王完者也不干（オルジェイ・イェブゲン）所部の蒙古民二百八十余戸，饑ゆるを告ぐ。河東宣慰司に命じ官粟を発し，これを賑わす。

という記事があり，この完者也不干[8]は，『元史』宗室世系表では，グユクの長子ホージャの子とされている。河東宣慰司と言えば，その管轄は山西地方である。ここでも，オゴデイ家と山西の関係が見てとれる。

さらに，14世紀になると，オゴデイの第２子コデンの一族も，平陽と何らかの関係を持ったようだ。コデン家には，延祐４年（1317）に汾陽王に封じられたベク・テムル（別鉄木児）という人物があり，汾陽とは，明らかに山西地方西部を流れる汾水にちなむ王号である。また，山西平陽南部にある永楽宮に，コデン家のトク・テムル（脱帖木児）荊王の令旨（1339），トガチ（脱火赤）荊王の令旨（1344）を，上下に刻したモンゴル語直訳体白話風漢文の碑石が現存するなど［杉山1990，483－485頁］，少なくても14世紀前半には，コデン家が平陽に何らかの権益を持っていたことがわかる。このように，オゴデイ家は，ジョチ家以上に山西と深い関係を持っていたのである。

さて，話を戻すが，クビライの晩年に見られるようになった中央アジアのカイドゥ陣営からの投降者が相継ぐ傾向は，クビライ死後，成宗テムルが即位するとさらに拍車がかかった。そのうち最もよく知られているのは，元貞２年（1296）のヨブクル，ウルス・ブカ，ドルダカら有力王侯たちの投降であろう［松田1983］。

阿識罕の来朝は，彼らの投降の前年，元貞元年（1295）のことである。高橋氏は，彼の来朝に関して，この時，成宗は上都にいたはずであるから，「来朝」という以上，彼は大元ウルスとは別の場所からテムルのもとを訪れたことになるとした［高橋2006，58頁］。これはまさしくその通りで，氏は，阿識罕が本拠地とした場所を不明としているが，元貞元年という時期を踏まえると，阿識罕も，実はカイドゥ側からの投降者であったのではないだろうか。そして，彼が，この時点で平陽での権益の実質を失っていたジョチ家の諸王ではないとすれば，やはり，クチュ家が平陽に遊牧地を持っていたという事実，あるいは14世紀前半，グユク家やコデン家が平陽と関わりがあったという事実などから，オゴデイ家の諸王であると考えるべきであろう。

5．阿識罕大王の出自

では，阿識罕は，オゴデイ家6系[(9)]あるうち，どの家系に属するか，改めて考えてみよう。オゴデイ家6系のそれぞれの遊牧地と華北投下領は下記の通りである［松田1996；村岡1992；2002等参照］。

	［遊牧地］	［華北投下領］
長子グユク家	エミル・コバク地方	大名路
第2子コデン家	河西地方	東昌路
第3子クチュ家	山西地方平陽路潞州一帯	汴梁路睢州
第5子カシ家	カヤリク地方	汴梁路蔡州
第6子カダアン家	ビシュバリク地方	汴梁路鄭州
第7子メリク家	イルティシュ河流域	汴梁路鈞州

もちろん，第一の候補は，平陽にウルスを有していたクチュ家であろう。阿識罕の令旨が発せられた頃，クチュ家には，前述の通り，潞州にクチュ・ウルスを復活させたソセがいて，大元治下で大きな力を持っていた。通常，権益のある分地内に令旨を出すのは，そのウルス，あるいは王家の当主である。実際に，ソセには，大徳7年（1303），平陽路河中府河東県延祚寺に発した令旨があることは，前述の通りである。しかし，かつて私は，クビライの庶弟モゲの一族には，本家の永寧王とは別に，分家に当たる無国邑名の王がいて，令旨を発している例を紹介したことがある［村岡2006］。これを踏まえると，ソセではなく，クチュ家の別の者が令旨を発することがあっても不思議ではない。

クチュ家には，当時，ボラドチの4人の子があって，『五族譜』は，そのうち，カダイとサドルについて，「カアンのもとにいる」とコメントしている［*Šu'ab*.f.125a］。カダイは，『元史』には，「合帯」あるいは「哈歹」と記され，至元27年（1290）に靖遠王に封じられている［『元史』巻16，世祖本紀，至元27年正月己未[(10)]］。『五族譜』は，14世紀初頭の状況を記しており，ソセが最後に確認できるのは，『元史』巻24，仁宗本紀，皇慶元年（1314）7月丙午であるので，カダイの王号授与は，ソセの存命中のことであったことになる。

また，ボラドチの4子のうち，『五族譜』に「カイドゥのもとにいる」とコメントされているアルグイ［*Šu'ab*.f.125a］は，カイドゥの死後に起こった中央アジアでの覇権争いで，1306年，他のオゴデイ家の諸王と共に，チャガタイ家

のドゥア・大元政権連合軍と戦い，敗北を喫し，大元に投降した［杉山1987，356-357頁］。アルグイは，大元政権より襄寧王に封じられる［『元史』巻108，諸王表，襄寧王の項］が，至大元年（1308）には，『元史』宗室世系表ではカダイの子，『南村輟耕録』ではアルグイの子とされる也速不干（イェスブゲン）に襄寧王の位が譲られている。

このように，13世紀の終わりから14世紀初頭にかけて，ソセとは別に，靖遠王あるいは襄寧王を称するボラドチ家があり，クチュ家では，ボラドチの一族とソセが並立していたことになるが，阿識罕もまた彼らと全く同時代の人間である。クチュは父オゴデイ・カアンの存命中に亡くなり，その子シレムンも早くに処刑されたこともあって，子孫を多く残さなかった。すでに並立しているボラドチの諸子とソセ以外に，第3の家系があったとは考えにくい。

そのほか，前述の通り，コデンの一族であるベク・テムルという人物が汾陽王に封じられたり，山西平陽南部の永楽宮に，荊王トク・テムルや荊王トガチが令旨を発したり，コデン家が平陽に何らかの権益を持つようになるが，それはあくまで14世紀に入ってからのことであって，それ以前にコデン家が平陽地区に権益を持っていたとは思えない。

さて，前節では，クチュ家とコデン家と，もう一つ，『元史』文宗本紀の記事にあった，「完者也不干（オルジェイ・イェブゲン）」という諸王と河東宣慰司の関係から，グユク家と山西地方の関係を述べたが，このグユク家はどうか。実は，グユクの長子ホージャの子トクルク（禿忽魯[11]）という人物が，クビライ政権の初期に平陽と関わりがあったことがわかっている。彼は，すでにクチュ家の諸王が平陽を離脱して，カイドゥ側に帰順した後の至元4年（1267），潞州の牧地を利用したことがあった［王惲『秋澗先生大全集』巻51，「塔必公神道碑銘并序」；松田1996，55-56頁；村岡2002，155頁注3］。彼は，その後，雲南遠征で活躍し，至元9年（1272）には南平王に封じられている［『元史』諸王表，南平王の項。ここでは「禿剌」と表記］。

潞州は，もともとクチュ・ウルスがあった地でもあり，同じオゴデイ家でクビライ側に立つトクルクがその地を牧地とすることに，クビライ政権としては何の異論もなかったであろう。ところが，そのトクルクも，至元14年（1277）頃，北方で起きた「シリギの乱」に呼応するように，クビライの皇子，安西王マンガラの夏営地六盤山で反旗を翻した［村岡1992，30頁］。鎮定された後，彼がどうなったのか史料上では全くわからないが，もし生きていれば，反乱者となった彼の行き先もまたカイドゥのもとしかなかったであろう。

彼が六盤山で反乱を起こしたというのも示唆的である。クチュ家のソセに関して，松田氏が，彼の所部300戸が六盤山の南の鳳翔にあり，その権益地が黄河～渭水沿いに点在した可能性を指摘したことは前述の通りである。トクルクの活動範囲も六盤山に及んでいる。彼の権益地もまた，クチュ家と同じように，黄河～渭水沿いに点在した可能性はないだろうか。

ただし，この権益は，トクルク，つまりグユクの長子であるホージャ家のみのものと考えるのではなく，広くグユク家全体のものと考えるべきあろう。なぜなら，クビライ政権は，ホージャとホクを，あくまで同じグユク・ウルスという同じ枠組みの中の諸王と見ていたからである。前述の通り，オゴデイ家の諸子は6家別々の王家，すなわちウルスを形成すると認識されていた。それは，大元政権下では，歳賜はウルスごとになされており，『元史』巻95，食貨志，歳賜の条に，オゴデイ家は6子の名で別々に項目が立てられているからである［村岡1992，42-43頁］。

この食貨志に対応する記事が『元史』巻4，世祖本紀，中統元年（1260）12月乙巳の条にあるが，これによれば，オゴデイ第5子のカシ家はカイドゥ，第2子コデン家はジビク・テムル，そして，第6子カダアン家はドルジとイェブゲンというカダアンの2子の名義で，それぞれ歳賜額の決定がなされているのがわかる。その中で，「都魯，牙忽に銀八百三十三両，特に綿五十斤を賜う」とあるのが，グユク家への決定を表すものである。松田氏が指摘したように，「都魯」は前述のホージャの子トクルクである［松田1996，52頁］。「牙忽」については，松田氏は不明としているが，上記のように，カダアン家が2子の名で代表されていることを踏まえると，これもトクルクと並ぶ以上，グユク家の諸王であろう。とすると，「牙忽」は，「禾忽」すなわち「ホク」の誤りと考えられ，グユク・ウルスの権益を受ける対象がトクルクとホクであったことになる。トクルクがグユク・ウルスの代表の一人であるなら，平陽の権益は，ホージャ一族のみならず，グユク・ウルス全体のものと考えるべきであり，当然，ホク一族も享受しうるものであった(12)。

以上のように，平陽地区の聖姑廟に令旨を与えた阿識罕という王の出自を考えると，傍証に頼らざるを得なかったが，オゴデイ家，その中でもグユク家であった可能性が高いと言うことができる。高橋氏はホクの子としたが，実は，それは十分あり得ることであった。グユク家の阿識罕が投降してきたと言っても，もともとのグユク・ウルスの地であったエミル・コバク地方は，13世紀末，いまだカイドゥ側に占拠されたままである。そこで，かつてホージャの子トク

ルクが牧地として使用し，権益を持った平陽にそのウルスを復活させたのではないだろうか。

阿識罕が令旨を発した崇真観のある高平は，クチュ・ウルスがあった潞州からは，南へ直線距離で50キロメートルほど離れている。クチュ・ウルスと，それより若干遅れて大元治下で復活したグユク・ウルスは，平陽地区内で，潞州と高平とに棲み分けがなされたのではないだろうか。阿識罕が崇真観に特許を与えたのは，崇真観のある高平が，彼の投下領であったからというよりも，彼のウルスそのものが，その地にあったからと考えるべきであろう。

おわりに

ところで，前稿で，私は，『三晉石刻總目・臨汾市巻』（山西古籍出版社，2004，167頁）に載せられ，「伝諭蒙哥皇帝聖旨裏碑」と称されるモンケ・カアン時代（1251～1259）の碑を，山西省浮山県の天聖宮での現地調査を踏まえて紹介した［村岡2009，12-13頁］。この碑は戊午の年（1258）の日付を持つ。

そして，注目すべきは，1行目に「蒙哥皇帝聖旨裏」，続けて2行目には「大王令旨裏」とあるのだが，その「大王」の上部が，摩耗して見えなくなっているのではなく，故意に空けられているということであると指摘した。このように空けられているのは，明記できない事情があったためであり，それは，後に，クビライ政権成立時にクビライと帝位を争ったアリク・ブケ側についた諸王の名が本来はあり，それがクビライ時代になってから刻石される際に，その名を刻するのが憚られたためではないかと考えた。

通常，各地の寺院・道観・廟などに令旨を与えるのは，その地に権益を持つ諸王であるということから，平陽を投下領とするジョチ家の当時の当主ベルケか，平陽にウルスを構えるクチュ家のボラドチか，どちらかであろうと推測した。この二人は，クビライとアリク・ブケの帝位争いの折りには，アリク・ブケに味方しており，名を刻するのを憚られる理由があった。

しかし，高橋文治氏に，この碑は道教文書であり，大王が行使しているのは，領地への支配権ではなく，漢地の政治機構・ないし経済機構・宗教機構への支配権であるとご教示いただいた。確かに，類似の文書があり［高橋1997；1999等参照］，氏の言う通りであって，この碑に関しては，浮山県地域に権益を有する諸王の令旨と考えることはできない。名を記されていないこの大王は誰か，これについても，氏にご教示いただいたが，それに関しては，この碑の具体的な内容とその意義と共に，氏が現在論考を準備中であり，近刊の予定であると

いうことなので，それを待つことにしたい。ご教示いただいた高橋氏に謝意を表すとともに，本稿では，前稿で示した私の認識は誤りであったことを述べておく。

ただ，その後，諸王の平陽における権益に関して，他の注目すべき碑があることがわかったので，ここで紹介しておきたい。前稿提出後，本科学研究費の研究集会で，研究協力者の井黒忍氏が現地調査に基づき，山西省翼城県・喬沢廟に現存するモンゴル時代の碑文，「大朝断定使水日時記」を紹介し，その検討を行なったことがあった。同碑は，『三晋戯曲文物考』下（施合鄭民俗文化基金会，2006）に録文が掲載されている［840－843頁］。この碑文に関しても，その具体的な内容と歴史的な意義については，井黒氏が論考を執筆中であり，その刊行を待つこととして，ここで注目したいのは，この碑には，現在の翼城県に当たる地域にあった村々で発生した，水利をめぐる紛争に対するバトゥの令旨が刻されているという点である。

令旨が発令されたのは，1251年陰暦の５月23日。同年６月にモンケが第４代カアンとして，モンゴル高原のオノン河で即位している。モンケの最大の後ろ盾であったバトゥは，根拠地の南ロシアを離れ，モンケのそばにあった。そこからの令旨の発給であった。碑の立石は，1257年。すでに述べたように，バトゥが，平陽路の北西部，霍州や隰州に影響力があったことがわかっていたが，この碑によって，遠く離れた平陽路南部にも彼の権威が及んでいたことがわかる。この「大朝断定使水日時記」は，平陽における諸王の権益を考える上でも，「阿識罕大王令旨碑」と並んで，重要な碑文であることに間違いはない。

モンゴル諸王の漢地における分地は，様々なレベルで展開しており，そのあり方は一様ではない。「投下領」はじめ，分地における諸王の権益は，モンゴルの中国支配の諸相を解明する鍵となるものだけに，それらの持つ意味を正確に把握するための研究が，今後も求められるであろう。本稿では，聖姑廟に現存する「阿識罕大王令旨碑」をめぐるいくつかの問題点に関して，私見を提示した。阿識罕は，平陽における諸王の権益から，グユク家の諸王と考えられるということ，彼が元貞元年（1295）に来朝したのは，カイドゥ側からの投降であったのではないかということ，阿識罕が崇真観に特許を与えたのは，彼のウルスそのものが，その地にあったからではないかということなどである。しかし，あくまで可能性の一つとして提示したに過ぎず，平陽地区の諸王の動向とその権益の様相は，依然として重要な課題として残されている。

〈付記〉本稿は，平成20～22年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（B）「中国社会へのモンゴル帝国による重層的支配の研究　元朝史料学の新展開をめざして」（代表：村岡倫）による研究成果の一部である。

註

(1) 押忽禿については，『元史』巻107，宗室世系表では，クビライの父トルイ（睿宗）の第８子として記される撥綽（ブジェク）の孫に，「牙忽都」が記されており，これに当たる。フラチュがモンケの庶子アスタイの子であることについては，村岡・谷口2008，173頁註(18)参照。

(2) 高橋氏の論考および『高平金石志』ついては舩田善之氏にご教示いただいた。また，高橋氏の論考の複写に関しては，山本明志氏にご配慮いただいた。それぞれ記して感謝の意を表したい。

(3) これに関しては，松川節氏にご助言を得た。記して感謝の意を表したい。

(4) 最もよく知られているのは，イキレス部族，ブトゥ（不禿）家の阿失であろう。これも「アシク」である。この家系は，始祖ブトゥ自身がチンギス・カンの妹トムルンを娶り，その死後は，チンギス・カンの長女コアジン・ベキを娶って以降，代々，チンギス・カン一族と姻戚関係を持ち，昌国王の号を与えられたことで知られている［村上1972，393-395頁参照］。

(5) 西京がオゴデイの分地であったということに関しては，村岡2001，9-12頁を参照。

(6) モンケ・カアンが即位した1251年前後のこととして，程鉅夫『程雪楼集』巻６，「靳同知墓碑」に，靳用という人物が，バトゥに命じられて，平陽の工匠の長となったことが記され，その頃，平陽にバトゥ所属の工匠の一団があったことが知られる［海老沢1966，37-38頁］。さらに，郝経『陵川文集』巻32，「河東罪言」には，モンケ時代，平陽はジョチ家の激しい収奪に晒されていたことが記されているので，食邑として税収も受け取っていたことがわかる［愛宕松男1943，79-80頁；海老沢1966，37-38頁；岩村忍1968，439-442頁］。

(7) ボラドチがシレムンの弟であったのか，子であったのかは判然としない。松田1996，36頁の注17参照。

(8) 『元史』巻108，諸王表，第６ランクの「銀印亀紐・無国邑名」に，完者也不干が記されている。封じられた年は不明であるが，同一人物であろう。ペルシア語系譜集には，ホージャの子トクメの子として見える「オルジュウケン」という人物がいる［『集史』Rašīd /Ali-zade, p.41；『五族譜』*Šu'ab*.f.124b；『高貴系譜』Mu'izz.f.46a；松田1996，24頁参照］が，このままではモンゴル語の名として再構できないので，「オルジェイ・イェブゲン」の誤りと思われ，完者也不干はこれに比定できよう。宗室世系表にあるように，完者也不干がホージャの子であるなら，父が1252年にモンケ暗殺を企てたとして処刑されたその80年後，1331年に生きているということになり，絶対にあり得ないとは言わないが，少々不自然である。実際は，ペルシア語系譜集が記すように，完者也不干は，ホージャの孫の

世代であったのではないか。

(9) オゴデイには7人の息子があったが，第4子カラチャル家を除いて，それぞれ別々にウルスを形成し，六つの王家として，クビライ政権に認識されていた［村岡1992；2002，156頁の註(4)参照］。

(10) 松田氏は，カダイが大元から靖遠王に封ぜられたのは，至元27年のことであることから，『五族譜』のコメントは14世紀初頭の状況を言っているだけにすぎず，彼が最初からクビライ政権側にいたわけではないことを指摘している［松田1996，54頁］。あるいは，このカダイも至元27年より少し前に，カイドゥ側から投降した者であったかもしれない［村岡2002，161頁］。

(11) トクルクをホージャの子とするのは『五族譜』による［*Šu'ab*.f.124b］。『元史』宗室世系表は，ホクの子としているが誤りである［村岡1992，30頁］。

(12) 李治安氏は，『至正集』巻60，「安伯寧知府墓志銘」に見える記事から，「文宗の至順中（1330～1332）に，大名王が大名路に駐屯し，部曲多数を率い，それは三千に達していた。“大名王”はグユクの幼子ホクの俗称である。この箇所の大名王もホク本人か，あるいはホクの子孫である」と述べている（李治安1992，115頁，2006増補版，113頁）。ホクが大名王と呼ばれたのは，グユク家が大名路を投下領としていたことによるが，氏のこの指摘には誤解がある。まず，時期も至順のことではなく，次の元統（1333～1334）以降のことであるし，また，氏の見解は，「有沔陽之除大名王邸在焉部曲三千人」という記事が根拠となっているようだが，これは，断句すれば，「有沔陽之除大名。王邸在焉，部曲三千人」であって，「沔陽（知府であった安伯寧）が大名（路）で官職に就いた。王の邸宅はここにあり，（その）部曲は三千人であった」という意味である。この王は，「大名王」とは読めず，あくまでただ「王」と記されるだけであり，ここから，「大名王」という王が存在していたことを証明することはできない。

しかし，大名路はグユク家の投下領であり，その大名に王邸を構え，部曲三千人を率いたとなると，グユク家の諸王である可能性が高いことも確かである。時期的にも，本文でも示した『元史』巻35，文宗本紀，至順2年（1331）にあったように，グユクの長子ホージャの後裔「諸王完者也不干（オルジェイ・イェブゲン）」が山西地方にいたと思われる時期と重なる。「安伯寧知府墓志銘」に記される大名に居住していた王とは誰なのか，その中に記される王と安伯寧のやり取りの内容も含め，今後も検討すべき課題であろう。

参考文献

岩村忍1968：「元朝の制度・封建的領地制」『モンゴル社会経済史研究』京都大学人文科学研究所，401-469頁。

牛根靖裕2008：「元代雲南王位の変遷と諸王の印制」『立命館文学』608，84-110頁。

海老沢哲雄1966：「元朝の封邑制度に関する一考察」『史潮』95，32-51頁。

愛宕松男1943：「元朝の対漢人政策」『愛宕松男 東洋史学論集』第4巻，三一書房，1988年，79-80頁（原載は『東亜研究所報』23，1943年）。

佐口透1942：「十四世紀に於ける元朝大カーンと西方三王家との連帯性について」

『北亜細亜学報』1，1-64頁。
杉山正明1983：「ふたつのチャガタイ家」[杉山2004，288-333頁]（原載は『明清時代の政治と社会』京都大学人文科学研究所研究班報告書，1983）
———1987：「西暦1314年前後大元ウルス西境をめぐる小札記」[杉山2004，334-370頁]（原載は『西南アジア研究』27，1987年）。
———1990：「草堂寺闍端太子令旨碑の訳注」[杉山2004，425-456頁]（原載は『史窓』48，1990年）。
———2004：『モンゴル帝国と大元ウルス』京都大学学術出版会。
高橋文治1997：「モンゴル時代全真教文書の研究（二）」『追手門学院大学文学部紀要』32，176－157頁。
———1999：「クビライの令旨二通－もう一つの「道仏論争」－」『追手門学院大学文学部アジア文化学科年報』2，64－76頁。
———2006：「阿識罕大王の令旨をめぐって」浅見洋二［編］『テクストの読解と伝承』大阪大学大学院文学研究科広域文化表現論講座共同研究成果報告書，50-65頁。
堤一昭1992：「元代華北のモンゴル軍団長の家系」『史林』75-3，32-67頁。
松田孝一1978：「モンゴルの漢地統治制度－分地分民制度を中心として－」『待兼山論叢』11，33-54頁。
———1983：「ユブクル等の元朝投降」『立命館史学』4，28-62頁。
———1987：「河南淮北蒙古都万戸府考」『東洋学報』68-3・4，37-85頁。
———1996：「オゴデイ諸子ウルスの系譜と継承」平成7年度科学研究費補助金・総合研究(A)『ペルシア語古写本史精査によるモンゴル帝国の諸王家に関する総合的研究』（代表：東洋文庫教授志茂碩敏）研究成果報告書，21-65頁。
———2000：「中国交通史—元時代の交通と南北物流—」『東アジア経済史の諸問題』阿吽社，135－157頁。
村上正二1972：『モンゴル秘史 チンギス・カン物語』2，平凡社〈東洋文庫〉。
村岡倫1992：「オゴデイ・ウルスの分立」『東洋史苑』39，20-43頁。
———1997：「元代江南投下領とモンゴリアの遊牧集団」『龍谷紀要』18-2，13-30頁。
———2001：「モンゴル時代初期の河西・山西地方—右翼ウルスの分地成立をめぐって—」『龍谷史壇』117，1-22頁。
———2002：「モンゴル時代の右翼ウルスと山西地方」平成12～13年度科学研究費補助金・基礎研究(B)(1)『碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝国・元朝の政治・経済システムの基礎的研究』（代表：大阪国際大学教授・松田孝一）研究成果報告書，151-170頁。
———2006：「元代永寧王家の系譜とその投下領」『東洋史苑』66，1-20頁。
———2009：「モンゴル時代の山西平陽地区と諸王の権益 —聖姑廟「阿識罕大王令旨碑」より—」『13,14世紀東アジア史料通信』10，1－14頁。
村岡倫・谷口綾2008：「カラコルム三皇廟残碑とモンケ・カアンの後裔たち」平成17～19年度科学研究費補助金（基礎研究(B)）『内陸アジア諸言語資料の解

読によるモンゴルの都市発展と交通に関する研究』（代表：大阪国際大学教授・松田孝一）研究成果報告書，137-189頁。
蔡美彪1986：「河東延祚寺碑訳釈」『蒙古史研究』2，45-56頁。
李治安1992：『元代分封制度研究』天津古籍出版社（2006年に中華書局より増訂本出版）。
解希恭・張新智［編著］2004：『三晋石刻総目・臨汾市巻』山西古籍出版社。
王樹新［主編］2004：『高平金石志』中華書局。
楊太康・曹占梅［編著］2006：『三晋戯曲文物考』下，民俗曲芸叢書，（財）施合鄭民俗文化基金会。
[Rašīd/Ali-zade]:Фазлаллах Рашид ад-Дин, Джами' ат-Таварих, томЦ, Часть 1 Критичекий Тегст, Предисловие и Указатели А.А.Али-заде, Изд. Наука, Москва, 1980.
[*Šu'ab*]:*Šu'ab*-i *Panǧgana* mss. İstanbul Topkapı Sarayı Müzesi Kütüphanesi Ahmet 2937.
[*Mu'izz*]:*Mu'izz al-Ansāb*, MS.Paris, Bibliothèque Nationale, Ancien fond persan 67.

キーワード　中国山西平陽地区，モンゴル時代，阿識罕大王

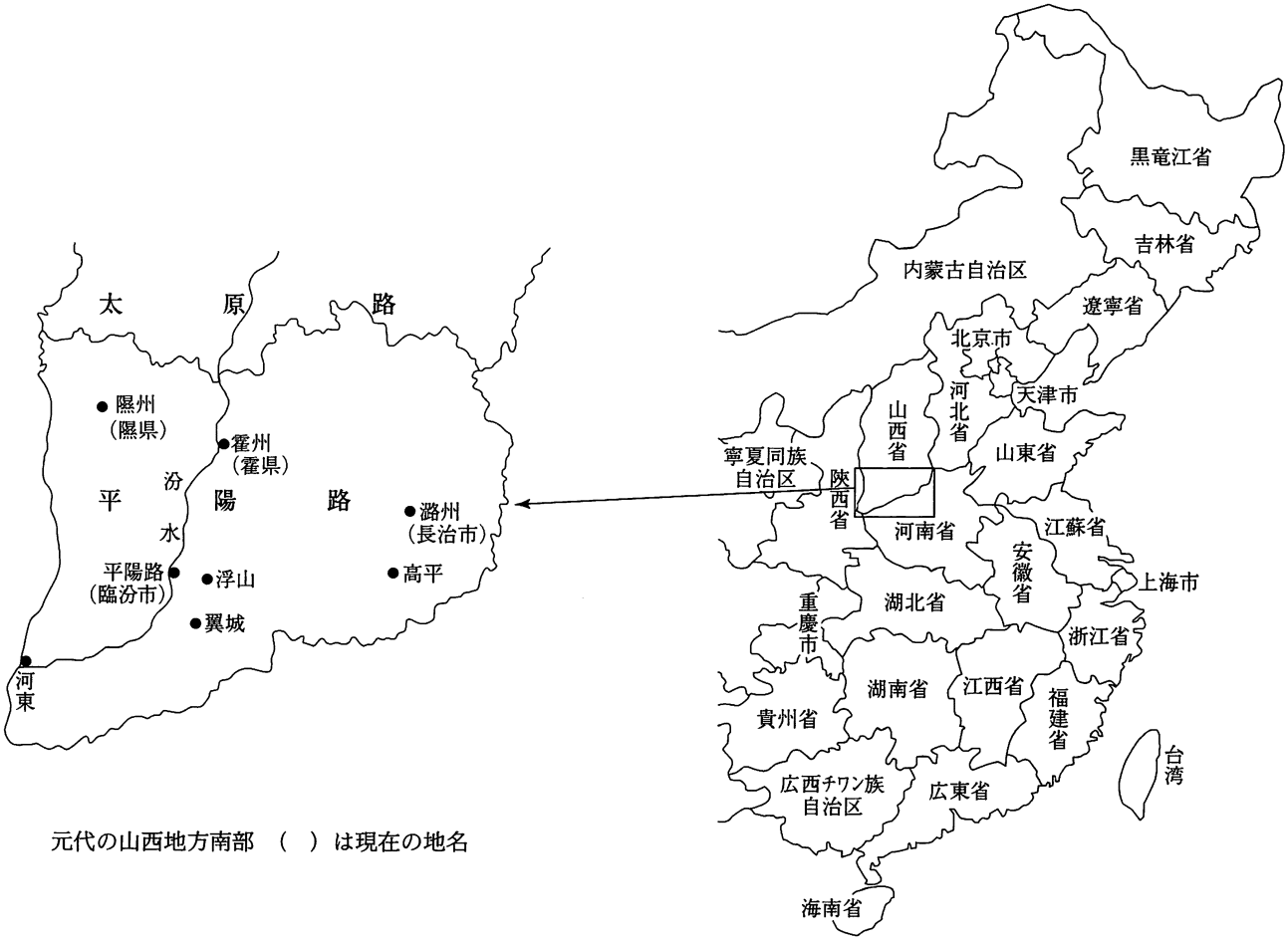

元代の山西地方南部　（　）は現在の地名